三　裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

四　裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

E－2　諮問をした旨の通知（第43条）

E－1の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一　不服申立人及び参加人

二　開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

三　当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

E－3　第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等（第44条）

a　第三者が開示に反対の意思を有する場合の手続（第1項）

次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合、行政機関の長は、意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

一　開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二　不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

b　審査請求の特例（第2項）

地方検察庁にあっては、その庁の検事正、区検察庁にあっては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正が行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令第21条で定めるところにより、検事総長に対してするものとする。

F　苦情の処理（行政機関個人情報保護法第48条）

行政機関の長は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（別添）特定個人情報に関する安全管理措置
（行政機関等・地方公共団体等編）

【目次】

1　安全管理措置の検討手順
　A　個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化
　B　特定個人情報等の範囲の明確化
　C　事務取扱担当者の明確化
　D　基本方針の策定
　E　取扱規程等の見直し等
2　講ずべき安全管理措置の内容
　A　基本方針の策定
　B　取扱規程等の見直し等
　C　組織的安全管理措置
　　a　組織体制の整備
　　b　取扱規程等に基づく運用
　　c　取扱状況を確認する手段の整備
　　d　情報漏えい等事案に対応する体制の整備
　　e　取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
　D　人的安全管理措置
　　a　事務取扱担当者の監督
　　b　事務取扱担当者の教育
　E　物理的安全管理措置
　　a　特定個人情報等を取り扱う区域の管理
　　b　機器及び電子媒体等の盗難等の防止
　　c　電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止
　　d　個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄
　F　技術的安全管理措置
　　a　アクセス制御
　　b　アクセス者の識別と認証
　　c　不正アクセス等の防止
　　d　情報漏えい等の防止

1　安全管理措置の検討手順

行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の取扱いを検討するに当たって、個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等の範囲を明確にした上で、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「事務取扱担当者」という。）を明確にしておく必要がある。

これらを踏まえ、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定することが重要である。

行政機関等は、個人情報の保護に関する管理規程等及び取扱規程等の見直し等を行い、特定個人情報等を取り扱う体制の整備及び情報システムの改修等を行う必要がある。地方公共団体等は、個人情報の保護に関する取扱規程等の見直し等を行い、特定個人情報等を取り扱う体制の整備及び情報システムの改修等を行う必要がある。

行政機関等及び地方公共団体等は、特定個人情報等の取扱いに関する安全管理措置について、次のような手順で検討を行う必要がある。検討に際し、特定個人情報保護評価を実施した事務については、A～Cを省略し、D～Eを実施することも考えられる。

A　個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号利用事務等の範囲を明確にしておかなければならない。→ガイドライン第4－1－(1)1A参照

B　特定個人情報等の範囲の明確化

行政機関等及び地方公共団体等は、Aで明確化した事務において取り扱う特定個人情報等の範囲を明確にしておかなければならない(注)。

（注）特定個人情報等の範囲を明確にするとは、事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される個人情報（氏名、生年月日等）の範囲を明確にすることをいう。

C　事務取扱担当者の明確化

行政機関等及び地方公共団体等は、Aで明確化した事務に従事する事務取扱担当者を明確にしておかなければならない。